

14. 高齢者の入所施設（介護保険以外）

1. 養護老人ホーム

環境的な理由や経済的な理由によって、在宅において生活することが困難な場合に生活支援を受けたり、社会参加をするために必要な指導・訓練等が受けられます。

- **対象者** 原則 65 歳以上で環境上の理由や経済的な理由により、在宅において生活することが困難な人
※市老人ホーム入所判定委員会が入所の必要性を判断します。
- **利用料金** 本人の収入および扶養義務者の課税状況により負担額が決まります。
- **その他** 福祉事務所長が入所措置をします。(個人契約ではありません) 身元引受人が必要となります。
- **入所施設** 養護老人ホーム安曇寮、養護老人ホーム温心寮 など
- **問い合わせ先** 高齢者介護課 長寿福祉係

2. 軽費老人ホームA型・ケアハウス

家庭環境、住宅事情等により在宅において生活することが困難な人が、低額な利用料で日常生活の援助を受けながら生活を送ることができます。

- **対象者** 原則 60 歳以上で、自炊ができない程度の身体能力等の低下が認められる人（夫婦の場合は、一方の人が 60 歳未満でも入所可能です）独りで生活するには不安があり、家族の援助を受けることが困難な人
- **利用料金** 前年の収入等に応じて金額が決まります。
※別途管理費が必要な場合あり
- **その他** 施設内において、介護保険の在宅サービスを利用できます。(利用料は別途負担)
- **問い合わせ先** 詳細については各施設へ直接お問い合わせください。なお、web 等で「介護サービス公表システム」と検索すると施設が確認できます。

3. 有料老人ホーム（サービス付き高齢者住宅を含む）

いままでの生活スタイルを保ち、自分らしい生活を送ることができます。

- **対象者** 原則 60 歳以上で、自立をした生活ができる人（介護認定を受けている人でも入居可能です。）
- **利用料金** 施設によって異なります。(入居一時金、管理費、食費、居住費など)
- **その他** 形態は賃貸型又は分譲型の施設です。
介護保険の在宅サービスを利用できます。(利用料は別途負担)
- **問い合わせ先** 詳細については各施設へ直接お問い合わせください。なお、web 等で「介護サービス公表システム」と検索すると施設が確認できます。